

生徒心得

本校生徒は、常に生徒としての本分を自覚し、本校の教育方針に従って一般教養を深めるとともに、商業及び外国語に関する知識・技能を身につけ、望ましい職業観やマナーを培い、国際的視野に立って社会の向上発展に寄与する人間を目指さなければならない。

そのために、日々の健康に留意し、学業に全力を尽くし、本校の教育活動を通して健全な心身と好ましい人間関係をつくるとともに、自律心を養い基本的生活習慣の確立に努めなければならない。

ここに日常生活の大綱を定め、学校生活の指標とする。

1 本校では、高校生として当然守るべき事項として以下のことについて禁止する。

- (1) 法に抵触する行為全般
- (2) 金銭の貸借
- (3) 風紀上有害と認められる場所への出入り
- (4) ネット上などでの誹謗・中傷・不適切な投稿
- (5) 深夜(午後11時から翌日4時)の外出(保護者同伴を除く)

2 学校生活について

- (1) 本校生として自覚を持ち、学校の秩序を尊び、自主的・積極的に学業に励み、本校の教育活動を通して自己の向上と校風の高揚に努めましょう。
- (2) 職員や来客に対して明るく元気よく挨拶しましょう。また、生徒間においても挨拶をかわし、信頼と友愛に満ちた明るく爽やかな気風をつくりましょう。
- (3) 登下校においては、交通道德を守り規律と安全に留意し、軽率な行動を慎みましょう。万が一事故に遭った場合には、直ちに警察・消防等関係機関に及び家庭・学校に連絡してください。
- (4) 交友・交際については、互いの人権を尊重し、常に公明を心がけ、誤解を受けたり風紀を乱したりすることがないようにしましょう。
- (5) 校舎内外の清掃美化に心がけ、環境の整備に努めるとともに、室内では静粛にしましょう。
- (6) 校舎内の公共物は良心的に取り扱い破損しないように注意しましょう。万が一破損したときは直ちに届け出ましょう。
- (7) 災害・盗難の予防に留意し、安全経路の確認、所持品の管理に努めましょう。
- (8) 深夜の外出は控えましょう。やむを得ず外出をする必要がある場合は、必ず保護者等に同伴してもらいましょう。
- (9) 校舎内でのスマホ等の無許可での所持・使用は原則禁止です。(ただし、「携帯電話の取扱いに関する同意確認書及び申請書」を提出した生徒は語らいハウスのみ使用可としています。)
- (10) 午前8時35分を過ぎての入室は遅刻となります。一度職員室に寄り、遅刻等を届け出て、許可を得てから入室しましょう。
- (11) 校内での無許可による掲示・印刷物の配付及び販売については禁止しています。掲示・配付・販売をする場合は、生徒支援部の担当の先生に許可をもらいましょう。

3 容儀について

(1) 本校の「制服」は、購入時の状態で着用するものとする。ただし、制服を譲り受けた場合は、生徒支援部による確認を受け、許可を得た状態で着用することとする。

(2) 式典とは、以下の通りである。

入学式、卒業式、各学期の始業式及び終業式、学校が定める特別な行事

※ 式典時は(3)に定める「正装」とする。

(3) 本校における「正装」とは、以下の通りである。

令和6年度以前の入学生

ブレザー、ベスト、リボン、スラックス or スカート、靴下(白)

※ タイツやストッキング(ともにベージュ)は可とする。

※ ただし、1学期の終業式と2学期の始業式については、夏服も可とする。

令和7年度以降の入学生

ジャケット、ネクタイ or リボン(どちらともグレー)

スラックス or スカート(ヒダスカート、タイトスカートどちらも可)、靴下(白)

※ タイツやストッキング(ベージュ)は可とする。

※ ただし、1学期の終業式と2学期の始業式については、夏服も可とする。

(4) 容儀・身だしなみについて

身だしなみは、社会に出たときの印象を左右する大切な要素です。

日常生活から清潔感を心がけるようにしましょう。

● 頭髪

・前髪は目にかかっていないこと。

・襟元を越えてないこと。

※ 超えている場合は、ゴム(黒・紺・茶を基調とする単色)で結ぶこと。

【原則禁止項目】

・パーマ、カール、染色、脱色などの加工

・眉を短くしたり、細くしたりするなどの加工

※ 特別な事情がある場合は届け出ること。

● ズボン

・ズボンの裾は、床に触れていない長さにする。

・黒・茶色を基調としたベルトを着用していること。

● スカート

・スカートの裾は、膝が隠れる程度にする。

● 靴下

・白、黒、紺色の靴下(ワンポイントまで可)を着用すること。

※ ライン入りやルーズソックスは不可

・ストッキング及びタイツはベージュ又は黒を着用すること。

● 靴

・黒や茶を基調とした革靴または、白、黒、茶を基調としたスニーカーを履くこと。

● その他

- ・ピアス・ネックレスなどの装飾品を着用しないこと。
- ・化粧をしていないこと。
 - ※ 色付きリップ・カラーコンタクト・色付きの日焼け止めの使用も化粧に含む
- ・防寒具等を使用する場合は黒・紺・茶を基調としたものを着用すること。
 - ※ 生徒玄関で着脱すること。
- ・膝掛けを使用する場合は、教室内でのみ使用すること。
 - ※ 移動時はたたんで持ち歩くこと。

制服の移行期間、防寒具等の使用期間については設けていません。各自で判断しましょう。

4 公共交通機関利用上のルールとマナーについて

- (1) 本校生徒心得の精神に則り、公共交通機関の利用についても「本校の生徒である」との自覚と品位を保つ行動をしましょう。
- (2) 乗車券、定期券の改ざんや他人の定期券・有効期限の切れた定期券の使用は絶対にならないようにしましょう。
- (3) 他人に不快感を与えることは絶対ないようにしましょう。
 - ① 車内で飲食
 - ② 大声で会話、騒ぐ等の行為
 - ③ 携帯電話・スマートフォンの不必要な使用
 - ④ 座席シートなどへの落書きや破損行為
- (4) 荷物は前に抱えるなど他の乗客に配慮しましょう。
- (5) 出入口付近をふさがないようにしましょう
- (6) 乗務員・一般乗客とのトラブルが生じないように心掛けましょう。
- (7) 自分の荷物は空いた座席に置かず、自分の膝の上に置くか、荷物棚に置きましょう。

5 その他

- (1) 各種運転免許の取得は原則禁止とします。ただし、3年次に限り、取得を認めます。その際は、必ず許可申請を行ってください。
- (2) 遅刻、早退、忌引、欠課、欠席等は、事前に保護者から学級担任へ電話もしくはclassiにより連絡を行ってください。遅刻の場合は、登校したら「遅刻届」に必要な事項記入の上、先生にサインをもらいましょう。
- (3) 病気・怪我等でやむを得ず異装をして通学する場合は、学級担任に「異装願」を提出し、生徒支援部へ届け出て、学校長の許可を受けましょう。
- (4) アルバイトは長期休業中以外、長期休業終了直前2日前は行わず、学業に専念しましょう。長期休業中アルバイトをする場合は、生徒支援部より「アルバイト許可書」を発行してもらい、以下の点について禁止する。
 - ① 風俗営業および危険を伴う職場での就労
 - ② 午後7時から午前5時までの就労